**平成２３年（フ）第４９５１号**
大阪府寝屋川市池田本町28番12号
債務者　瀬川　康宣
1　決定年月日時　平成23年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２３年（フ）第４９５２号**
大阪府吹田市泉町３丁目12番５号
債務者　武井　貞介
1　決定年月日時　平成23年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２３年（フ）第４９５３号**
大阪市東住吉区公園南矢田４丁目６番２―602号
債務者　橋本　　明
1　決定年月日時　平成23年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２３年（フ）第４９５８号**
大阪府枚方市津田駅前１丁目28番15号
債務者　田村　一幸
1　決定年月日時　平成23年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２３年（フ）第４９６０号**
大阪府摂津市東正雀１番25―202号
債務者　龍　　章
1　決定年月日時　平成23年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２３年（フ）第４９６５号**
大阪府東大阪市宝持２丁目１番９号　宝持ホワイトハイツ２－２Ｑ号
債務者　川上　和子
1　決定年月日時　平成23年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２３年（フ）第２９０号**
埼玉県三郷市鷹野１丁目337番地１
債務者　阿部　智美
1　決定年月日時　平成23年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月15日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

**平成２３年（フ）第３５５号**
埼玉県越谷市蒲生西町２丁目17番地15　アサイハイツ205
債務者　鹿野　利夫
1　決定年月日時　平成23年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月15日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

**平成２３年（フ）第１３９号**
新潟県長岡市下々条町698番地
債務者　難波　正美
1　決定年月日時　平成23年７月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月15日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

**平成２３年（フ）第１４２号**
新潟県長岡市大島新町４丁目948番地２
債務者　石垣　節子
1　決定年月日時　平成23年７月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月15日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

**平成２３年（フ）第１４３号**
新潟県見附市本町２丁目11番17号
債務者　岡田　昌枝
1　決定年月日時　平成23年７月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月15日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

**平成２３年（フ）第１２９６号**
札幌市清田区里塚２条１丁目16番25―401号
債務者　岡村　美香
1　決定年月日時　平成23年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月16日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２３年（フ）第１３４４号**
札幌市北区新琴似７条２丁目２番37号　サニステート303号
債務者　江谷　亜美
1　決定年月日時　平成23年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月16日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２３年（フ）第１４４１号**
札幌市東区北11条東13丁目１番30号
債務者　澤田　恭子
1　決定年月日時　平成23年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月16日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２３年（フ）第１４４２号**
札幌市東区北11条東13丁目１番30号
債務者　澤田　栄子
1　決定年月日時　平成23年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月16日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２３年（フ）第１４４３号**
札幌市東区北11条東13丁目１番30号
債務者　澤田　幸枝
1　決定年月日時　平成23年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月16日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２３年（フ）第１４６４号**
札幌市南区石山東２丁目２番35号　コーポアイリス101号
債務者　高島　智子
1　決定年月日時　平成23年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月16日まで
札幌地方裁判所民事第４部